

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

研究ノート「ヘイトスピーチとパブリックアクセスTV：カンザスシティ事件を中心に」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 魚住, 真司 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://kansaignai.repo.nii.ac.jp/records/5713

研究ノート「ヘイトスピーチとパブリックアクセスTV ：カンザスシティ事件を中心に」

外国語学部准教授 魚住 真司¹

I. はじめに：米国とヘイトスピーチ

- I - 1. Fighting Words (喧嘩言葉) とチャプリンスキー事件 (1942年)
- I - 2. ブランデンバーグ事件 (1969年)
- I - 3. ACLUとスコーキ事件 (1977年)
- I - 4. RAV事件 (1992年)

II. 表現の自由と米パブリックアクセスTV

- II - 1. パブリックアクセスTVとは
- II - 2. 1984年ケーブル法

III. カンザスシティ事件 (1989年)

- III - 1. ヘイトスピーチ番組RACE AND REASON (『レイス&リーズン』)
- III - 2. *Missouri Knights of the KKK v. Kansas City, MO* (カンザスシティ事件)
 - III - 2 - 1. 事実認定
 - III - 2 - 2. 申立内容
 - III - 2 - 3. 分析

IV. おわりにかえて

関連年表

参考文献・資料

¹ 外国語学部・准教授 (Media Studiesほか担当) なお、本論における文献出典形式はシカゴ・スタイルの「注記式参考文献目録方式」に準拠している。

I. はじめに：米国とヘイトスピーチ

一般的に、米国はヘイトクライム²には厳しく対処するが、ヘイトスピーチ³には寛容であるとされる。ヘイトスピーチへの対処がヨーロッパ諸国と対照的であることから、米国の法文化は特殊視されることが少なくない。確かに、「ヘイトスピーチを保護した」とされる1992年の最高裁判決（RAV事件）は、米国市民にとっても議論がわかれる判断であった。

しかしながら、その後米国社会においてヘイトスピーチが日常的に氾濫するようになったかと問われれば、確かに筆者自身の米国体験の中でもヘイトスピーチと遭遇する場面はあったものの、野放しになっているといった印象はない。例えば、本論で取り上げるパブリックアクセスTV（もしくは「パブリックアクセス・チャンネル、Public Access Channel=PAC」と呼ばれる）は、地域住民に開放されたケーブルテレビのチャンネルとして浸透しており、それゆえ時にはヘイトスピーチを含むものなど、子供の視聴に向かない番組の放映が一般市民から要求されることもある。その際、深夜帯に放映するなど配慮や調整が行われるのが通常であり、あえて自ら求めなければPACでヘイトスピーチ番組にでくわす機会は稀である。

本論ではまず、ヘイトスピーチにまつわる米国の判例を振りかえる。次にPACにおけるヘイトスピーチ番組の取扱いについて、法廷闘争にまで至ったカンザスシティ事件を概観する。特に連邦地裁の判断についてはその要点を整理することで、米司法がPACをどのように法的に位置付けているのか明確にしたい。

² 「人種や性別など特定の属性を有する個人や集団に対する偏見・憎悪に基づく犯罪」などと説明される。

³ 日本語訳としてはこれまで「憎悪表現」ということばの使用が少なくなかったが、最近は「差別表現」や「人種差別的言辞」もしくは表現を超えるものとして「差別扇動」といったことばも使用されるようになった。本論は米国についての論考であることから「ヘイトスピーチ」で統一する。

I-1. Fighting Words (喧嘩言葉) とチャプリンスキー事件⁴ (1942年)

喧嘩言葉とは、「聞いた者が暴力に訴えるような反応を惹起する言葉で、聞き手個人に向けられたもの」⁵とされる。つまりは、面と向かって他者から激しくののしられたり罵倒されれば、通常罵倒された者は「喧嘩をふっかけられた」と解釈し、多くの者は感情的かつ暴力的になるであろう。そのような振る舞いを誘発させるのが喧嘩言葉である。

かつてニューハンプシャー州では、公共の場でそのような表現が発せられた場合、直ちに暴力的反応を引き起こし、治安破壊につながるとして、これを規制する州法が制定されていた。チャプリンスキー事件ではその州法の合憲性が争われ、連邦最高裁はそのような表現は憲法の範疇を超えているとした。すなわち、喧嘩言葉を規制する州法は「言論の自由」を規定した憲法に反しない、というわけである。以降、この判断はFighting Words Doctrine (喧嘩言葉の法理) として、しばらくの間、米国における「ヘイトスピーチ」⁶規制の根拠となったのである。

I-2. ブランデンバーグ事件⁷ (1969年)

人種主義団体のクー・クラックス・クラン (Ku Klux Klan=KKK)⁸は、全米各地で「ラリー」と呼ばれる集会やデモ行進を行って、白人の他人種に対する優位性を説くとともに、いかに白人が抑圧を受けているかを訴えかけてきた。本件は、オハイオ州で開催されたラリーにおいて、団体指導者のブランデンバーグが発したことが⁹、オハイオ州の制定したサンディカリズム

⁴ *Chaplinsky v. New Hampshire* (315 U.S. 568).

⁵ 田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1995)、p.347。

⁶ ただし「ヘイトスピーチ」という呼称が一般的に用いられるようになるのは80年代以降とされる。

⁷ *Brandenburg v. Ohio* (395 U.S. 444).

⁸ 最盛期の1920年代にはメンバー数が数百万人規模に達したといわれるが、近年は5000人程度ではないかといわれている。

⁹ “...the nigger should be returned to Africa (ニガーをアフリカに送り返せ)”などと、米政府への報復を呼びかけた。

(暴力的革命) 規制法に抵触するとして起訴され、これに対しブランデンバークが「表現の自由」を定めた米憲法修正第1条を根拠に上訴したものである。連邦最高裁は、たとえ扇動的な発言であっても、それが不法行為を即座に引き起こすものでなければ保護されると判断した。つまり連邦最高裁にとって、オハイオ州法は過度に規制的と映ったのである。

I-3. ACLUとスコークキ事件¹⁰ (1977年)

本件はKKKによるものではなく、ネオ・ナチズムを標榜するイリノイ州の青年グループによる事件である。当該ネオナチ・グループは、ユダヤ系住民の憎しみをかきたてる目的で、イリノイ州スコークキ村での集会を企画した。スコークキ村ではこれに対し、カギ十字やナチの制服を着用する集会を規制する条例を策定したが、連邦最高裁はこれを違憲と判断した。

しかし本件については他にも注視すべき点がある。ネオナチ・グループは、自らの憲法上の権利について助言を受けるべく、あろうことかアメリカ自由人権協会(American Civil Liberties Union=ACLU)の支援を得たのであった。ACLUは、50年代に米国で猛威をふるったマッカーシズムへ迎合した反省から無差別主義を貫いており、法律相談を求める者がたとえヘイトスピーチを行う者であっても、その権利を守護する側に立とうとする。ACLUのこうした姿勢は、米国における法文化の小さくない部分を構成していると思われる。

しかし本件における、ACLUとそれまでの支持者たち(多数がユダヤ系市民)との間で起きた軋轢は想像に難くなく、「『われわれの敵』をなぜ弁護しなければならないのかとする抗議の声が全国的規模で」¹¹巻き起こり、ACLUの会員数も激減して存亡の危機にさえ追い込まれたという。ヘイトスピーチについては米国を特殊視する向きが少なくないと冒頭でも述べたが、ACLUの一貫しているがゆえに苦渋に満ちた活動がより多くの理解するところになれば、そうした「特殊視」にも変化が起きるかもしれない。

¹⁰ *National Socialist Party of America v. Village of Skokie* (432 U.S. 43).

¹¹ 奥平康弘『「表現の自由」を求めて』(岩波、1999年)、p.314。

I-4. RAV事件¹² (1992年)

本件はカンザスシティ事件後に起こった事件であり、PACの法的位置づけとは直接関係しないが、米国のヘイトスピーチ判決では極めて有名なものであるので言及しておいた方が良い。ミネソタ州セントポール市では市条例により十字架を焼く¹³などといった人種的・宗教的なヘイトスピーチを規制していたのであるが、連邦最高裁はこれを違憲と判断した。すなわち、法廷意見を執筆したスカリア判事によると、ある表現がその対象者にとって攻撃的であったとしても、政府は人種・性別・宗教について不寛容なメッセージを発する者を罰することはできないという。一般的に喧嘩言葉は（平和の維持といった目的のためには）規制しうるものであるが、喧嘩言葉の中から十字架を燃やすといった「不人気な題材に関する表現のみ」を選び出して規制するのは表現内容規制となるので認められず、他の手段を考慮せよというのである¹⁴。必ずしも前述のチャプリンスキー判決を覆す判決ではないものの、実質的に喧嘩言葉の法理による言論規制は本件により極めて困難になったといわれる。

当初本件の米社会への影響は大きく、大学などで独自に制定されていたキャンパス・コード（ヘイトスピーチ規制）は多数が撤廃に追い込まれた。その一方で、判決に対する批判も少なくなかったことから、結果的にヘイトクライム規制の合憲性を強化する方向で作用したとも考えられる。

II. 表現の自由と米パブリックアクセスTV

米国では、パブリックアクセスTV（もしくはパブリックアクセス・チャンネル、通称PAC）と呼ばれる、地域住民の利用に供するケーブルテレビ・チャンネルが設置されてきた。80年代の最盛期には全米におよそ4000もの

¹² *R.A.V. v. City of St. Paul* (505 U.S. 377).

¹³ 黒人を威嚇するメッセージ性を持つとされる。

¹⁴ 小谷順子「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制」『表現の自由I—状況へ』（尚学社、2011年）、p.460。

PACが存在したといわれており、正確な統計は存在しないがインターネット時代の今もなお一定数¹⁵のPACが維持されている。

ではこのPACとは、日本のケーブルテレビでも視られる、いわゆる「コミュニティ・チャンネル」とどう異なるのであろうか。

Ⅱ－1. パブリックアクセスTVとは

デジタル放送以前の電子式テレビジョンは、1928年に米国の発明家フィロ・ファーンズワースの手によって完成された。その後、1939年までにRCA社（Radio Corporation of America=後の「三大ネットワーク」の一つであるNBC放送の親会社）のウラジミル・ツヴォルキンが量産に耐える形にまでテレビの開発を進め、ニューヨークなど6都市で試験放送を始めたが、大戦の影響で普及計画は頓挫してしまった。

米国におけるテレビの本格的な普及は、戦後1948年半ばまでに全米16都市で本放送が始まってからのことである。東はペンシルバニア州フィラデルフィア、南部はテネシー州メンフィス、そして西海岸ではワシントン州シアトルでテレビ放送が始まった。

それぞれの都市から100～200キロも離れてしまうと電波は微弱となり、普通の家庭用アンテナ（屋内ラビットイヤ型アンテナ）では受信できない。しかし、高いビルの屋上や山の頂上に大型のアンテナを建設するなどして微弱な電波をなんとか受信し、さらにその電波を増幅させて複数の家庭にテレビ放送を配信しようとする、パイオニア精神あふれる人々があらわれたのである。ペンシルバニア州マハノイシティ（Mahanoy City, PA）、アーカンソー州タッカーマン（Tuckerman, AR）、オレゴン州アストリア（Astoria, OR）の三市はいずれもCATV（Community Antenna TV=テレビ共同受信施設）発祥の地と呼ばれているが、どれが真の「発祥の地」かは技術的定義によって見解がわかれる。

やがて全米各地に誕生したコミュニティ・アンテナ・テレビは、60年代に

¹⁵ あくまでも筆者が各種ウェブページから取得した情報に基づく概算であるが、残存数はおよそ300程度ではないだろうか。

入りテレビ放送局数が増えるのと同期しながら、加入者数と一施設あたりが配信するチャンネル数を増加させていった。これらはもはや共同受信施設の規模にとどまることはなく、ビジネスとしてのケーブルテレビ産業を構築するに至っていた。

当初、米国の州際通信を管轄する連邦通信委員会（Federal Communications Commission=FCC）は、ケーブルテレビを放送業界の健全な発展を阻害するものとみなしていた。しかし、①商業主義に立脚したテレビ放送の番組内容が当初期待されたほど質の高いものとはならなかったこと、②テレビ放送の一方通行的なコミュニケーションのあり方が地域活性化に役立つようには見えなかったこと、さらには③カナダでケーブルテレビを通じた住民参加活動が地域活性化に実績をあげたことや、ニューヨーク市マンハッタン地区やバージニア州デールシティ市において同様の試みが行われたこと、加えて④公民権運動の隆盛とともに「少数者の声をメディアに反映させるべきだ」とする「アクセス権」論¹⁶が一定の支持を集めたこと、等々を受けてFCCは方針転換し、ケーブルテレビこそが地域コミュニケーションを活性化する次世代メディアだとみなすようになったのである。そして1972年に、FCCは全米の一定規模以上の加入者数とチャンネル数を確保するケーブルテレビ事業者に対し、PACをはじめとする各種アクセスチャンネル¹⁷の設置をルール化¹⁸したのだった。

II-2. 1984年ケーブル法¹⁹

長距離電話や放送など、州際コミュニケーションの規制目的のために創設されたFCCに、ケーブルテレビに対する規制権限があるのかは、当初必ずし

¹⁶ Jerome Barron, "Access to the Press : A New First Amendment Right," *Harvard Law Review* 80, (1967) : 1641-78がアクセス権論の端緒を開いた。

¹⁷ PACのほか、Educational Access Channel（教育機関用）、Governmental Access Channel（地方自治体用）、そして商業用の Leased Access Channel（賃貸アクセスチャンネル）。

¹⁸ 1972 FCC Rule.

¹⁹ *Cable Communications Policy Act of 1984* (=Public Law 98-549).

も明確ではなかった。そのような疑問をよそに、多くのケーブルテレビ事業者にとってアクセス・チャンネルは、加入者数を増やすのに良い宣伝材料となったことから、80年代にかけてPACをはじめとするアクセス・チャンネルは順調に発展していった。しかし、中にはアクセス・チャンネルの設置義務に反発する業者も存在したことから法整備の必要性が生じ、連邦制定法レベルでアクセス・チャンネルの法的地位を明確化することとなった。これがいわゆる「1984年ケーブル法」である。

1984年ケーブル法におけるPACに関しての重要項目は、地域住民からの要求が「強ければ」²⁰、PAC設置はケーブルテレビ業者にとっての義務となること、さらにPACで放映される番組の編集権は、番組の制作者である地域住民にあるとされた点である²¹。つまり、ケーブルテレビ事業者はPAC番組の内容に介入することは許されず、またケーブルテレビ事業者にはPAC番組に対する放映（伝送）拒否権も認められていない²²。

逆にいうと、PACの番組内容についてケーブルテレビ事業者が責任を負われることはなく、たとえば憲法で保護されない表現を含む番組が放映されたとしても、起訴されるのは当該番組を制作した個人である。ここまで徹底して自由な言論空間をテレビにおいても実現させようとしたのは、米国における憲法精神と、米国市民のメディアに対する考え方のあらわれと見て

²⁰ つまり、最終的な要求権限はフランチャイズ（地域営業権）付与権限者（＝多くは各自治体の公益事業委員会）にあるので（47 U.S.C. Sec.531 (a) (b)）、地域住民からの要求度が低い場合、PAC設置は必ずしも実現するわけではない。

²¹ 47 U.S.C. Sec.531 (e)。

²² ただしケーブルテレビ事業者は、フランチャイズ取得交渉の際、PACについての細則をフランチャイズ付与権限者と詰めることができる。多数の自治体は「アクセスセンター」と呼ばれるPAC管理組織を設立してその運営にあたらせており、たとえば「地域住民であってもアクセスセンター主催の利用者講習会を受講しなければPAC施設の利用を認めない」といった細則の取り決めが可能である。なお、アクセスセンターの運営形態や施設規模は（あるいはその呼称についても）、フランチャイズ契約の内容により様々であるが、おおむねテレビ番組の収録に必要な機材は一通り揃っていることが多い。ただし近年は、利用率の低下を理由に閉鎖に追い込まれるアクセスセンターもあり、その役割をテレビ番組制作の支援から、インターネットでの情報発信を含むメディア教育の拠点へと変化させている。

良いだろう。

日本のケーブルテレビでも放映されていることが多い、いわゆる「コミュニティ・チャンネル」は、あくまでもケーブルテレビ事業者による自主放送の範疇にあるため、番組の編集権はケーブルテレビ事業者に帰属する。日本においても米PAC的な試みが全く存在しないわけではないものの、日本の放送法が定める番組基準との兼ね合いが難しく、日本版PACの実現には別途法律の整備が不可欠である。

Ⅲ. カンザスシティ事件（1989年）

カンザスシティは、西のカンザス州側と東のミズーリ州側の二市が存在する。カンザスシティ事件は、後者ミズーリ側で起きた事件である。

Ⅲ-1. ヘイトスピーチ番組RACE AND REASON (『レイス&リーズン』)²³

カンザスシティ事件で問題となった番組の制作者トム・メツガーは、当時KKKの世話役として全米でも知られる存在であった。報道によるとメツガーは1938年インディアナ州に生まれ、60年代にカリフォルニア州に転居、70年代にKKKの活動に参加、やがてカリフォルニア州のKKK団体（California Knights）の創立者の一人になったといわれる²⁴。

メツガーは数多くのテレビ番組を手がけたが、1987年にカリフォルニア州フラートン市（Fullerton）で制作を開始した30分番組『レイス&リーズン』がその端緒であったとされる。米国の人権団体による報告書によると、1988年1月の時点で同番組は63本制作され、それらはカリフォルニア州はじめアリゾナ州、ジョージア州、アイダホ州、イリノイ州、ノースカロライナ州、

²³ Carlton Putnamが1961年に出版した同名の書籍*Race and Reason: A Yankee View*に由来するのであるならば、番組名を「人種と（その）起源」と訳するのが妥当であろう。

²⁴ Wallace Turner, "Extremist Finds Cable TV is Forum for Right-wing Views," *The New York Times*, October 7, 1986.

オハイオ州、オレゴン州、テキサス州、バージニア州、ワシントン州を含む25地域のPACで放映されたことから、同種のヘイトスピーチ番組の中でも最も広域で視聴されたといわれる²⁵。

『レイス&リーズン』はメツガー自身が司会を務め、毎回様々なゲストを番組に招き話を聞く構成となっているが、内容は基本的に白人至上主義・排外主義的である。番組制作はメツガーの活動に共感するボランティアが支援し、また各地域の放映も一般視聴者によるケーブルテレビ施設への複製テープ持込で行われているため、制作費は小額であったという。

Ⅲ－2. *Missouri Knights of the KKK v. Kansas City, MO* (カンザスシティ事件)

本件の原告は、アレン・モーランが代表を務める「ミズーリ・ナイツ (Missouri Knights)」ことミズーリ・ナイツ・オブ・ザ・クー・クラックス・クラン、個人の映像制作者ケント・ティール、さらにカンザスシティのパブリックアクセス・チャンネルを普段から視聴している一般市民2名である。被告は「カンザスシティ (Kansas City)」ことミズーリ州カンザスシティ市である。1989年1月25日、連邦地方裁判所ミズーリ州西部地区に提訴され、同年6月15日にスコット・ライト判事が判決を下した。

Ⅲ－2－1. 事実認定

判決文 (*Federal Supplement*第723巻1347) は、おおむね3パート (1.事実認定、2.申立内容、3.分析) から成っている。1.の事実認定においては、まずカンザスシティ市が1970年代にケーブルテレビを市地域に誘致すべくフランチャイズ (地域営業権) への応募をつのつたところ、数社の応募があり、中でもACV (American Cablevision of Kansas City) 社がパブリックアクセスをはじめとする様々な視聴者支援サービスに貢献することを強調したことで市の調査委員会に好感を持たれ、1979年1月に同社が15年有効のフランチャイ

²⁵ Robert D. Purvis, "Bigotry and Cable TV: Legal Issues and Community Responses," *Institute Report No. 3*. (Baltimore, Maryland: The National Institute Against Prejudice Violence, April, 1988), 2-3.

ズを取得したことが詳細に記されている。

そのフランチャイズ契約によると、ACV社はカンザスシティ域内のケーブルテレビ加入世帯に対し32のチャンネルを配信することが義務付けられ、その内4チャンネルをアクセス・チャンネル用に無償で提供することが約束された。その中の一つのチャンネル（チャンネル20=当時）が一般市民に開放され、人々が自由に番組を制作・放映できるPACとなった。その際、必要となる機材やスタジオ、さらに番組制作の法的・倫理的教育を含むトレーニングの実施、ならびにスタッフが常駐するアクセスセンターの運営費についてもACV社が提供することとなった。

カンザスシティでパブリックアクセス・チャンネルが運用され始めて数年後の1987年8月、ミズーリ・ナイツを代表する数人が、トム・メツガーの制作した番組『レイス&リーズン』（45本分）のビデオテープをチャンネル20において放映したい旨、ACV社に申し入れを行った。これに対しACV社は、地元住民用のPACである故、カンザスシティ域内で制作された番組しか受け入れられないことを理由に申し入れを断ったところ、ミズーリ・ナイツは域内で番組を作り直すことに同意する。さらに、この動きに対しACV社が、チャンネル20を利用するためには利用者教育を受けなければならないと伝えたと、これについてもミズーリ・ナイツは同意したのであった。

ここに至り、事態は多数の関心を集めることとなった。すなわち、1988年1月25日、市民グループがACV社とカンザスシティ市議会に対し、ミズーリ・ナイツの要求を拒否するよう申し入れた。またACV社もミズーリ・ナイツによるチャンネル20の利用を拒否したい旨を公言したことから、カンザスシティ内外で事態が報道されるようになったのである。

それから数ヵ月後、カンザスシティ市議会は全米の注目を集める手段をとる。チャンネル20自体を廃止、つまりカンザスシティのPACそのものを廃止する決議（*Kansas City Resolution No. 62655*）を採択したのである。その一方で、ACV社は自社の編集権が及ぶ新しいチャンネルの設置（チャンネル30、名称「Community Programming Channel」）を企画している旨公表した。

Ⅲ－２－２．申立内容

原告のミズーリ・ナイツ側は次の4点を申し立てた。第1に市議会決議は人種主義的観点を抑圧する目的で立案されたものであり、それは憲法修正第1条と第14条（適正手続）違反であること。第2に一社独占のフランチャイズをみとめる中では最低でも1チャンネル分のPAC設置を要求する憲法上の義務がカンザスシティにはあり、そのPACを廃止することは修正第1条・第14条違反であること。第3にACV社による新しいチャンネルの設置は実質的にはPAC廃止ではなく、カンザスシティがPACの検閲を認めたこととなり、修正第1条・第14条違反となること。第4にそのようなPACに対する検閲は、1984年ケーブル法違反となること、である。

Ⅲ－２－３．分析

それら申立について、法廷は以下のような分析をおこなった。

すなわち、被告カンザスシティはチャンネル20がACV社の私的財産であり、また市議会はそもそもACV社との契約でチャンネル廃止を認める権限を有していると主張した。さらに、（チャンネル20自体を廃止する）市議会決議は（個別番組に対するものではないので）観点中立（viewpoint-neutral）であるとも主張し、申立の棄却を要求した。

しかし、PACとして利用されているチャンネル20は「パブリック・フォーラム」²⁶とみなすことができる。パブリック・フォーラムには2種類あり、道路や歩道、公園などの伝統的な表現活動の場と、政府が（限定的な目的のために）創設した表現活動の場である。チャンネル20が後者の場合だとして、そのフォーラムをカンザスシティが永遠に維持する義務はないが、それでもいったんフォーラムが形成され一般に開放されたならば、政府がその場からの排除を強制することは修正第1条違反である。

また、市議会決議が観点中立であるとの主張にしても、決議文章の「文字

²⁶ 米最高裁は、「伝統的な表現活動の場である道路、歩道、公園における表現活動を権利として承認し、その規制を時間と方法、態様に関する合理的な規制に限定」している。田中、前掲書、p.682。

面（facial reference to the text）」だけでは被告の申立を打ち破ることはできない。これは決議の正当性に関わる問題である。決議を採択するにあたっての市議会の意図が、原告の観点を表明することを妨げることにあったのなら、決議は観点に基づく（viewpoint-based）ものであり、決議文章の中立性には意味がない。

連邦地裁のライト判事は以上のような判旨で、申立に対する被告側の棄却要求を却下したのであった。

つまり、PACは「パブリック・フォーラム」の一種であり、政府がこれを廃止するには、修正第1条に抵触するような方法では認められないということである。それは一方で、言論規制が目的でないならば、PACの廃止は可能であることを示唆している。

IV. おわりにかえて

パブリックアクセス・チャンネルの精神は、テレビというメディア対し、一般の人々の参加を実現させ、言論市場をより豊かにすることにある。極端な思想や、排他的な言論は、いわゆる言論市場において競争にさらされ、吟味され、時に対抗言論の出現によってそれら極端な思想の弱点が指摘され、やがて支持を失うことが期待される。使い古された描写ではあるものの、思想の自由市場論がいまだ一定の輝きを保っているのは、その淘汰のプロセスが、法的規制という国家作用に依存しないからであろう。民主主義を支持する人々は、基本的に自律を好む者たちである。

ヘイトスピーチへの対抗言論の効果については疑問視する声もある。例えば「ナチズムが『表現の自由』を行使してヘイトスピーチを行い、反対勢力を『駆逐して』権力をとり、多くの人々をユダヤ人虐殺の加害者とさせた歴史的事実に照らしたとき」²⁷、対抗言論がヘイトスピーチを駆逐するという主張は確かに色あせて見える。また、PACは多チャンネル化の賜物であるが、その多チャンネル化が社会の断片化を促進させてしまった側面があることも

²⁷ 師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』（岩波、2013年）p.157。

否めない。断片化された社会においては、人々の関心はとめどなく分散する。その結果として政治や社会への無関心がひろまり、それゆえ質・量両面において有効な対抗言論が生まれにくくなっているとしたら、テレビの多チャンネル化は何のためだったのか再考されなければならないだろう。

そのような懸念はあるものの、対抗言論にまつわる、ある「活動」の存在が明らかになったことは、今後メディアの多様化を考える上で参考になるかもしれない。2014年8月、ミズーリ州ファーガソンで警官が丸腰の黒人青年を射殺したことから、抗議デモが全米各地で起きたことはこれまで報じられている通りである。これに対しKKKがデモ隊を暴力で封じ込めると宣言したところ、「思わぬ『振り返り』に遭った」²⁸というのである。

報道によると、通常は政府系サイトを攻撃することで知られるハッカー集団の「アノニマス」が、KKKのサイトを乗っ取り、メンバーの個人情報をネット上にさらしているらしい。既にメンバー数が数千規模にまで縮小しているKKKに対し、この活動は新会員獲得を妨げ、さらにメンバー数を減少させる効果があると指摘されている。一方、本件を報じたジェフ・ストーン記者自身も認めるように、これが必ずしも問題の根本解決につながるとは限らない。ヘイトスピーチに対して、それを行う者の個人情報の公開が、果たして対抗言論の範疇に入るのかは今後の議論を待たなければならない。しかしながら、KKKメンバーの頭巾を脱がせたこと（KKKは活動に及ぶ際、先の尖った頭巾をかぶり顔を隠すことが多い）、即ちヘイトスピーチを行う者に対し匿名性は確保されないことを知らしめたという点で、対抗言論の「あり方」に一石を投じた活動であることは間違いない。

関連年表

1942年 *Chaplinsky v. New Hampshire* (315 U.S. 568) 最高裁判決（チャプリンスキー事件）。Fighting Words（喧嘩言葉）は規制され得るとされた（＝

²⁸ ジェフ・ストーン「KKKヘイトスピーチをアノニマスが封じ込め」『ニューズウィーク日本版』（2014年12月9日号）p.52。

- 喧嘩言葉の法理)。
- 1948年半ば 全米16都市においてテレビ本放送開始、その後間もなくペンシルベニア州やオレゴン州、アーカンソー州などでCATV (Community Antenna TV=共同受信施設) が誕生。
- 1950年代 全米で約70のCATVを14000人が視聴 (1950年)。近距離にあるテレビ局の放送のみ数チャンネルを地域の加入者に再送信。
- 1960年代 多チャンネル化が進み加入者が増加 (「Cable TV」と呼ばれるように)。放送業界への影響力が増したことからFCCがケーブルテレビの規制開始。
- 1968年 バージニア州デールシティ市のケーブルテレビにおいて初のアクセスチャンネルが誕生。
- 1969年 *Brandenburg v. Ohio* (395 U.S. 444) 最高裁判決 (ブランデンバーク事件)。暴力行為の差し迫った危機を誘発するものでなければ、KKKメンバーによる攻撃的で偏見に満ちた発言でも憲法の保護を受けるとされた。
- 1972年 一定規模以上のケーブルテレビ事業に対し、PACをはじめとする各種アクセスチャンネルの設置をFCCがルール化 (1972 FCC Rule)。
- 1977年6月 *National Socialist Party of America v. Village of Skokie* (432 U.S. 43) 最高裁判決 (スコーキ事件)。ネオナチによるデモを規制しようとした条例を違憲とした。
- 1984年 アクセスチャンネルの設置義務 (ただし地域住民の要求が強ければ) が制定法化される (*Cable Act of 1984*)。
- 1989年6月 *Missouri Knights of the Ku Klux Klan, et al. v. Kansas City, Missouri* (723 F. Supp. 1347) 連邦地裁判決 (カンザスシティ事件)。問題番組排除目的でのPAC廃止決議は無効とされた。
- 1992年 *R.A.V. v. City of St. Paul* (505 U.S. 377) 最高裁判決 (RAV事件)。人種や性別に基づく攻撃的表現を喧嘩言葉の法理によって規制することは、本判決で極めて困難に。
- 同年 アクセスチャンネルにおける「下品 (indecent) な番組」の伝送拒否権をケーブルテレビ事業者に認める92年ケーブル法が成立 (*Cable Act of 1992*)。
- 1996年6月 *DAETC v. FCC* (518 U.S. 727) 最高裁判決により、ケーブルテレビ事

業者のPACに対する伝送拒否権は違憲とされる。(ただしPAC番組であっても「わいせつ」など保護に値しない表現が含まれる場合、当該番組の放映後、番組制作者自身が検察により起訴されるのは従来通り。)

参考文献・資料

(英語文献)

- Berger, Joseph. "Forum for Bigotry? Fringe Groups on TV." *The New York Times*. May 23, 1993.
- Caristi, Dom. *Expanding Free Expression in the Marketplace : Broadcasting and the Public Form*. New York : Quorum, 1992.
- Fleming, James, Majorie Heins, James Horwood, Robert Perry and Michael Sitcov. "Panel IV : Censorship of Cable Television's Leased and Public Access Channels." *Fordham Intellectual Property, Media and Entertainment Law Journal* 4, issue 3 (1994) : 800-846.
- Fuller, Linda K. *Community Television in the United States : A Sourcebook on Public, Educational, and Governmental Access*. Westport, Connecticut : Greenwood, 1994.
- Halleck, Dee Dee. *Handheld Visions : The Impossible Possibilities of Community Media*. New York : Fordham Univ. Press, 2002.
- Harmon, Mark D. "Hate Groups and Cable Public Access." *Journal of Mass Media Ethics* 6, no. 3 (1991) : 146-155.
- Janes, Barry T. "History and Structure of Public Access Television." *Journal of Film and Video* 39, no. 3 (Summer 1987) : 14-23.
- Juliano, Margaret, "Reason." *Controversial Programming Guide : A Guide for Public, Educational, and Government Access Television Advocates, Revised 1999 ed.* (unpublished manuscript) Washington, D.C. : Alliance for Community Media, 1999.
- Kennedy, Caroline and Ellen Alderman. *In Our Defense : The Bill of Rights in Action*. New York : Avon, 1992.
- Muller, Wally. *Controversial Programming on Cable Television's Public Access Channels : The Limits of Governmental Response*. *DePaul Law Review* 38, no.

- 4 (Summer 1989) : 1051-1120.
- Overbeck, Wayne and Genelle Belmas. *Major Principles of Media Law*. 2012 ed. Boston : Wadsworth, 2012.
- Purvis, Robert D. "Bigotry and Cable TV : Legal Issues and Community Responses." *Institute Report No. 3*. Baltimore, Maryland : The National Institute Against Prejudice Violence, April, 1988.
- Ruane, Kathleen A. "Freedom of Speech and Press : Exceptions to the First Amendment." *CRS Report for Congress*. Washington, D.C. : Congressional Research Service, September, 2014.
- Schoch, Deborah. "Controversy Puts the Spotlight on Public Access TV : Media." *Los Angeles Times*. January 20, 1991.
- Turner, Wallace. "Extremist Finds Cable TV is Forum for Right-wing Views." *The New York Times*. October 7, 1986.
- U.S. Department of Commerce / National Telecommunications and Information Administration. *The Role of Telecommunications in Hate Crimes*. Springfield, Virginia : National Technical Information Service, December, 1993.
- Walker, Samuel. *Hate Speech : The History of an American Controversy*. Lincoln : Nebraska, University of Nebraska Press, 1994.
- (英語資料)
- First Amendment Center / WHMM-TV, Howard University Public Television. "Cable Access TV." *Freedom Speaks* (aired May 31, 1996).
- Shulman, David. *Everyone's Channel*. DVD. (originally produced 1990, unpublished transcription by Jules Wigdor, April, 2014).

(日本語文献)

- 明戸隆浩「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制の歴史的文脈—90年代の規制論争における公民権運動の『継承』」『アジア太平洋レビュー』11号(2014年3月): 25-37.
- 魚住真司「新通信法時代における米国のケーブルテレビ」『同志社アメリカ研究』33号(1997年3月): 103-110.
- 魚住真司「PACをめぐる争点と課題」『パブリックアクセス:市民が作るメディア』(リベラ出版、1998年).

奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』（東京大学出版会、1996年）。

奥平康弘『「表現の自由」を求めて：アメリカにおける権利獲得の軌跡』（岩波書店、1999年）。

奥平康弘「法規制はできるだけ慎重に　むしろ市民の『文化力』で対抗すべきだろう」
『Journalism（ジャーナリズム）』11巻282号（2013年11月）：100-109.

小谷順子「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制」『表現の自由　I—状況へ』（尚学社、2011年）。

ストーン、ジェフ。「KKKヘイトスピーチをアノニマスが封じ込め」『ニューズウィーク日本版』（2014年12月9日）。

楢垣伸次「ヘイト・スピーチ規制と批判的人種理論」『同志社法学』61巻7号（340号）（2010年3月）：231-287.

ブライシュ、エリック。（明戸隆浩他訳）『ヘイトスピーチ：表現の自由はどこまで認められるか』（明石書店、2014年）。

リンダー、ローラ。（松野良一訳）『パブリック・アクセス・テレビ：米国の電子演説台』（中央大学出版部、2009年）。

（日本語資料）

BS11「ヘイトスピーチと差別表現」『報道ライブ21 INsideOUT』（2014年9月25日放送）。

BS日テレ「ヘイトスピーチ規制論　法的規制と表現の自由」『深層NEWS』（2014年11月27日）。

付記：本ノート校正中の2015年1月26日、憲法学者・奥平康弘先生が亡くなりました。
謹んで哀悼の意を表します。